

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会運営要綱（改正案）

平成26年11月5日

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例（平成25年秋田市条例第44号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

（意見の聴取）

第3条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（事務局の設置）

第5条 委員会における事務の手續、記録保存その他必要な事務を処理するため、委員会事務局を福祉保健部福祉総務課に設置する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、委員会の決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、委員会の決定の日から施行する。